

鳥取敬愛高等学校安心カメラ（防犯カメラ）利用規約

第1条（目的）

本規約は、高等学校（以下「本校」という）における安心カメラ（防犯カメラ）の設置および運用に関する基本的事項を定め、生徒、職員および来校者の安全確保を目的とする。

第2条（設置場所）

安心カメラ（防犯カメラ）は、以下の場所に設置する。

1. 校内の各フロアの廊下
2. 校舎の主要な出入口
3. 設置台数は20台

第3条（運用時間）

安心カメラ（防犯カメラ）は、24時間365日稼働するものとする。

第4条（管理責任者）

安心カメラ（防犯カメラ）の適正な運用を図るため管理責任者を置くこととする。管理責任者は教頭とする。管理責任者は防犯担当者を任命する。

第5条（映像の取り扱い）

1. 収集された映像は、次の目的のみに利用される。
 - 校内での不審者侵入の防止および確認
 - トラブルや事故発生時の迅速な対応
 - 生徒同士のトラブルを未然に防ぐための証拠保全
2. ライブ映像は1階職員室で教職員によりモニタリングされる。記録録画された映像の閲覧は、校長および管理責任者、防犯担当者のみが行うことができる。
3. 映像は、30日間保存され、その後自動的に削除される。

第6条（プライバシーの保護）

防犯カメラの設置および運用に際しては、プライバシーの保護に十分配慮し、生徒および教職員の権利を侵害しないよう努める。

第7条（情報の開示請求）

保護者および生徒は、正当な理由がある場合に限り、映像の開示を求めることができる。正当な理由には、以下のような例を含むがこの限りではない。

- 生徒がいじめや暴力行為の被害を受けた場合
- 校内での物品の盗難が発生した場合
- その他、校長が必要と認めた場合 開示請求は、書面により校長に提出するものとする。

第8条（改定）

本規約の改定は、必要に応じて行うものとし、改定後は速やかに保護者および生徒に通知する。